

姫 監 公 表 第 3 号

令和 5年 3月 27日

姫路市監査委員	甲 良 佳 司
同	芝 野 稔
同	井 上 太 良
同	竹 尾 浩 司

令和4年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 政策局定期監査結果報告書
- 2 財政局定期監査結果報告書
- 3 市民局定期監査結果報告書
- 4 観光スポーツ局定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 5 会計課定期監査結果報告書
- 6 監査事務局定期監査結果報告書
- 7 健康福祉局定期監査並びに関係出資団体監査及び指定管理者監査結果報告書
- 8 建設局（前期）定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書

令和4年度 観光スポーツ局定期監査（行政監査を含む。）及び  
関係指定管理者監査結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査並びに同条第7項の規定に基づく指定管理者監査

(2) 監査の対象

ア 定期監査

観光スポーツ局

観光文化部 文化国際課

出先機関 美術館、姫路文学館、書写の里・美術工芸館、  
国際交流センター

手柄山中央公園整備室

出先機関 緑の相談所、平和資料館、水族館

文化コンベンション推進室

イ 指定管理者監査

(ア) 公益財団法人姫路市文化国際交流財団（姫路キャスパホール）

(イ) 一般財団法人姫路市まちづくり振興機構（手柄山温室植物園）

(ウ) 姫路市文化コンベンションセンター運営共同事業体

（文化コンベンションセンター及びキャスティ21公園）

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク評価シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

ア 定期監査

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

イ 指定管理者監査

監査は、施設が法令、条例、協定書等の定めるところにより適切に管理されているか、出納その他の事務が適正に処理されているかなどにつき、協定

書、関係諸帳票その他関係書類の全部又は一部を抽出して実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

ア 定期監査

監査事務局及び現地

令和4年9月2日から同年12月23日まで

イ 指定管理者監査

監査事務局及び現地

(ア) 公益財団法人姫路市文化国際交流財団（姫路キャスパホール）

令和4年9月26日から同年12月23日まで

(イ) 一般財団法人姫路市まちづくり振興機構（手柄山温室植物園）

令和4年10月20日から同年12月23日まで

(ウ) 姫路市文化コンベンションセンター運営共同事業体

（文化コンベンションセンター及びキャスティ21公園）

令和4年10月3日から同年12月23日まで

2 監査の結果

(1) 定期監査

監査の結果、おおむね良好に処理されているものと認めた。

(2) 指定管理者監査

ア 公益財団法人姫路市文化国際交流財団（姫路キャスパホール）

監査の結果、おおむね良好に処理されているものと認めた。

イ 一般財団法人姫路市まちづくり振興機構（手柄山温室植物園）

監査の結果、おおむね良好に処理されているものと認めた。

ウ 姫路市文化コンベンションセンター運営共同事業体（文化コンベンションセンター及びキャスティ21公園）

監査の結果、おおむね良好に処理されているものと認めた。